

浦安市規則第33号

浦安市生活保護法施行細則

浦安市生活保護法施行細則（昭和56年規則第91号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この細則は、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）、生活保護法施行令（昭和25年政令第148号）及び生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、法の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（備付書類）

第2条 市長は、被保護者につき、次に掲げる書類を作成し、常に、その記載事項について整理しておかなければならない。

- (1) 面接記録票（別記第1号様式）
- (2) 保護台帳（別記第2号様式）
- (3) 保護決定調書（別記第3号様式）
- (4) 保護金品支給台帳（別記第4号様式）
- (5) ケース記録票（別記第5号様式）

2 市長は、次に掲げる書類を作成し、常に、その記載事項について整理しておかなければならない。

- (1) 相談受付一覧表（別記第6号様式）
- (2) 被保護世帯名簿（別記第7号様式）
- (3) 保護申請受理簿（別記第8号様式）
- (4) 廃止ケース一覧表（別記第9号様式）
- (5) 医療券交付処理簿（別記第10号様式）
- (6) 介護券交付処理簿（別記第11号様式）

（通知）

第3条 市長は、法第19条第2項の規定により本市を現在地とする要保護者に対し保護を実施したときは、前条第1項各号及び第5条に規定する書類の写しを添付して、速やかに、この旨を当該被保護者の居住地の福祉事務所長に

通知しなければならない。

2 市長は、被保護者がその居住地を他の福祉事務所長の所管区域内に移転したときは、速やかに必要な決定を行い、新居住地の福祉事務所長に通知しなければならない。

3 前項の規定による通知は、次に掲げる書類のうち、保護の決定又は実施のために必要と認められる最小限のもの写しを添付するものとする。

- (1) 保護台帳
- (2) 保護決定調書
- (3) ケース記録票
- (4) 前3号に掲げるもののほか、必要と認められる書類
(申請書)

第4条 法第24条第1項（同条第9項において準用する場合を含む。）に規定する申請書は、生活保護申請書（別記第12号様式）によるものとする。

2 施行規則第1条第5項に規定する申請書は、葬祭扶助申請書（別記第13号様式）によるものとする。

3 第1項に規定する申請書には、次の各号に掲げる書類のうち市長が必要と認めるものを添付しなければならない。

- (1) 資産申告書（別記第14号様式）
- (2) 収入申告書（別記第15号様式）
- (3) 同意書（別記第16号様式）
- (4) 給与証明書（別記第17号様式）
- (5) 家賃地代等証明書（別記第18号様式）
- (6) 住宅修理（補修）計画書（別記第19号様式）
- (7) 在学していることを証する書類
- (8) 生業計画書（別記第20号様式）
(決定通知書)

第5条 次の各号に掲げる通知は、当該各号に定める通知書によるものとする。

- (1) 法第24条第3項の規定による保護の開始を決定する通知 生活保護決定通知書（別記第21号様式）
- (2) 法第24条第3項の規定による保護の開始の申請を却下する通知 生活保

護申請却下通知書（別記第22号様式）

(3) 法第24条第9項において準用する同条第3項及び法第25条第2項の規定による保護の変更を決定する通知 生活保護変更通知書（別記第23号様式）

(4) 法第26条の規定による保護の停止を決定する通知 生活保護停止通知書（別記第24号様式）

(5) 法第26条の規定による保護の廃止を決定する通知 生活保護廃止通知書（別記第25号様式）

（検診命令書等）

第6条 市長は、法第28条第1項の規定により要保護者に対して検診を受けるべき旨を命ずるときは、検診命令書（別記第26号様式）を交付しなければならない。

2 前項に規定する検診を行った場合における検診結果の報告は検診書（別記第27号様式）により、当該検診に係る検診料の請求は検診料請求書（別記第28号様式）により行うものとする。

（調査依頼票）

第7条 市長は、法第29条の規定により調査を囑託するときは、生活保護法第29条の規定に基づく調査について（依頼）（別記第29号様式）により行うものとする。

（扶養照会書）

第8条 市長は、法第4条第2項の扶養義務者の扶養の可否を確認するために、要保護者の扶養義務者に対し、扶養義務の履行について照会をするときは、親族に対する扶養援助のお願い（別記第30号様式）により行うものとする。

2 市長は、法第24条第8項の規定により明らかに扶養義務を履行することが可能と認められる扶養義務者に対し、要保護者の保護の開始について通知するときは、生活保護法による保護の決定に伴う扶養義務者への通知について（別記第31号様式）により行うものとする。

3 市長は、法第28条第2項の規定により明らかに扶養義務を履行することが可能と認められる扶養義務者に対し、扶養義務を履行しない理由について報告を求めるときは、生活保護法第28条第2項の規定に基づく報告について

(依頼) (別記第32号様式) により行うものとする。

(入所等依頼書)

第9条 市長は、法第30条第1項ただし書の規定により被保護者を法第38条第1項に規定する保護施設その他の適当な施設に入所させ、若しくはこれらの施設に入所を委託し、又は私人の家庭に養護を委託するときは、その施設の長又は私人に対して入所等依頼書(別記第33号様式)により依頼するものとする。

(保護金品の支給方法等)

第10条 市長は、直接保護金品を交付するときは、保護金品の交付を受けようとする者が被保護者その他保護金品の交付を受けることのできる者であることを確認しなければならない。

(就労自立給付金申請書)

第11条 施行規則第18条の4第1項に規定する申請書は、就労自立給付金申請書(別記第34号様式)によるものとする。

(就労自立給付金決定調書)

第12条 市長は、法第55条の4第1項の規定により就労自立給付金を支給するときは、保護決定調書(就労自立給付金)(別記第35号様式)を作成し、常に、その記載事項について整理しておかなければならない。

(就労自立給付金決定通知書)

第13条 市長は、法第55条の4第1項の規定により就労自立給付金の支給を決定したときは、就労自立給付金決定通知書(別記第36号様式)により通知するものとする。

(進学準備給付金申請書)

第14条 施行規則第18条の9第1項に規定する申請書は、進学準備給付金申請書(別記第37号様式)によるものとする。

(進学準備給付金決定調書)

第15条 市長は、法第55条の5第1項の規定により進学準備給付金を支給するときは、保護決定調書(進学準備給付金)(別記第38号様式)を作成し、常に、その記載事項について整理しておかなければならない。

(進学準備給付金決定通知書)

第16条 市長は、法第55条の5第1項の規定により進学準備給付金の支給の可否を決定したときは、進学準備給付金支給（不支給）決定通知書（別記第39号様式）により通知するものとする。

(徴収金等支払申出書)

第17条 法第78条の2第1項又は第2項の規定により保護金品又は就労自立給付金から法第77条の2第1項の規定による徴収金の支払に充てる旨の申出があったときは、生活保護法第78条の2の規定による保護金品等を徴収金の納入に充てる旨の申出書（生活保護法第77条の2第1項に基づく徴収金の場合）（別記第40号様式）により行うものとする。

2 法第78条の2第1項又は第2項の規定により保護金品又は就労自立給付金から法第78条第1項の規定による徴収金の支払に充てる旨の申出があったときは、生活保護法第78条の2の規定による保護金品等を徴収金の納入に充てる旨の申出書（生活保護法第78条第1項に基づく徴収金の場合）（別記第41号様式）により行うものとする。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

別 記

第1号様式 (第2条第1項第1号)

面接記録票

相談番号		面接員	・					面接年月日	年	月	日
世帯主	住 所										
	本 籍 氏 名										
	電話番号			携帯番号			F A X 番号				
来訪者	住 所										
	氏 名										
	世帯主との関係										
世帯構成 (不在者も記入し備考に注記)	氏 名	続柄	性別	生年月日(年齢)	職業	収入額	心身の状況	備考			
	1			()							
	2			()							
	3			()							
	4			()							
	5			()							
	6			()							
相談内容	取扱の端緒										
	相談回数		回								
	相談理由										
保護歴	保護歴 年 月 日 から 年 月 日まで ケース番号 ()										
困窮経緯											
住居の状況											
最低生活費	生活	円	教育	円	介護負担額	円					
	住居	円	計	円	医療負担額	円					

	続柄	氏名	住所	電話番号	備考
扶養義務者					
資産等					
負債等					
他法給付等					
滞納状況					
面接員所見					
意思申請書交付					
結果					

第2号様式 (第2条第1項第2号)

保護台帳

1 基本/世帯員情報

ケース番号	世帯主名				担当		地区		
開始日 廃止日	申請日		格付	住居	費用	世帯類型	併単区分	地区民生委員	
居住地							郵便番号 :		
通信先							居住開始日 :		
本籍/筆頭者							電話番号 :		
支給先							緊急連絡先		
世帯員情報	氏名	性別	生年月日	続柄	学歴	職業	学校/学年	宛名番号	備考
								個人番号	
								個人番号	
								個人番号	
								個人番号	
								個人番号	
								個人番号	
								個人番号	
								個人番号	
								個人番号	
分離者等	氏名	続柄	生年月日	住所			照会年月日	回答年月日	調査結果
扶養義務者の状況	氏名	続柄	生年月日	住所			照会年月日	回答年月日	調査結果

2 資産情報

	種 類	所 在 地	所 有 者	面 積	調 査 面 積	保 有	備 考	
				評 価 額	調 査 日	文 書 指 示 日		
土 地 ・ 家 屋				m ²	m ²			
				円				
				m ²	m ²			
				円				
				m ²	m ²			
				円				
生 命 保 険	保 險 会 社	種 類	被 保 険 者	契 約 日	月 額 保 険 料	保 有	備 考	
		記 号 番 号	受 取 人	満 期 日	入 院 給 付			文 書 指 示 日
		契 約 者	満 期 保 険 金	解 約 返 戻 金	円			
					円			
					円			
					円			
					円			
					円			
					円			
					円			
					円			
	自 動 車	所 有 者	車 種	ナ ン バ ー	年 式	排 気 量	保 有	備 考
					cc	文 書 指 示 日		
						cc		
						cc		
負 債								

3 他法・他施策情報

年 金 ・ 手 当	氏名	種類	記号番号	裁定日	受給額	備考 (加入・納入状況)
					円	
					円	
					円	
					円	
					円	
社 会 保 険	氏名	種類	記号番号	有効期間	備考	
				～		
				～		
				～		
精 神 ・ 結 核	氏名	種類	対象医療機関	有効期間	備考	
				～		
身 障 ・ 療 育 手 帳	氏名	種類 / 交付日	記号番号	等級	障害名	備考 (加入・納入状況)
介 護 保 険	氏名	保険者番号	被保険者番号	要介護度	認定有効期間	備考
					～	
					～	
入院・入所状況						

そ の 他

第3号様式 (第2条第1項第3号)

保護決定調書

決裁日	年 月 日
-----	-------

ケース番号	世帯主氏名	地区	世帯	分離	民生
		担当	労働	63	格付
		費用	併単	資産	
住所					電話番号

開始日 認定(変更)日		理由/ 特記事項
起案日		

扶助決定欄 (変更後日割日数)

種類	最低生活費	収入充当	扶助額	日割額	所持金
生活					
住宅					
教育					
一時					
施設事務					
計					
本人支払額			差引扶助額		

一時扶助内訳

世帯人員

居宅	入院	施設	別居	計

実際家賃		m ²
------	--	----------------

定時支給先

最低生活認定額

員番	氏名	続柄	性別	年齢	級地	冬季	在入	一類額	経過的加算	加算種類	加算額	介護保険	学校等	学年	教育費	給食費
一類額	加算額	(経過・母子) (経過・児童)	二類人員	二類額	冬季加算	期末一時扶助	生活扶助計	施設事務費								
		() ()														

収入認定内訳欄

員	収入種別	収入金額	収入期限	賞与	基礎控除	新規控除	未成控除	実費控除	特別控除	介護控除	他控除	計

別途送金欄

員	氏名	送付先	内	金額	期限	区

記事

	生活扶助	住宅扶助	教育扶助	一時扶助	施設事務	支給総計	本人支払額
月分	正当額						
	既決額						
	追戻額						
月分	正当額						
	既決額						
	追戻額						

第4号様式(第2条第1項第4号)

保護金品支給台帳

年度

ケース番号	世帯主			開始年月日		廃止年月日			担当	
	生活	住宅	教育	介護	医療	出産	生業	葬祭	支給計	施設費
4月										
5月										
6月										
7月										
8月										
9月										
10月										
11月										
12月										
1月										
2月										
3月										
出納整理 4月										
出納整理 5月										
年間計										

<現物給付>

--	--	--

第12号様式 (第4条第1項)

生活保護申請書

現在住んでいるところ							連絡先					
現在のところに住み始めた時期							年	月	日			
家族の状況	人員	氏名	個人番号	続柄	性別	年齢	生年月日	学歴	職業	健康状態		
	1			世帯主								
	2											
	3											
	4											
	5											
	6											
	7											
	8											
家族のうち別なところに住んでいる者があるときは、その名前と住んでいるところ												
援助状を況してくれる者	世帯主又は家族との関係	氏名	住所		今まで受けた援助及び将来の見込							
保護を申請する理由 (具体的に記入してください。)												
(宛先) 浦安市長												
上記のとおり相違ないので、生活保護法による保護を申請します。												
年 月 日												
申請者 住所												
氏名												
保護を受けようとする者との関係												

(記入上の注意)

不実の申請をして不正に保護を受けた場合は、生活保護法第85条又は刑法の規定によって処罰されることがあります。

第13号様式 (第4条第2項)

葬祭扶助申請書

(宛先) 浦安市長

年 月 日

申請者 住 所

氏 名

次の死亡者について生活保護法による葬祭扶助を受けたいので、申請します。

死 亡 者	氏 名		生年月日	
	死亡時の住所又は居所		葬祭を行う者との関係	
	死亡年月日 年 月 日		葬祭予定日 年 月 日	
葬 祭 費	遺留金 (品) 額	差引不足金額	備 考	
円	円	円		

第14号様式（第4条第3項第1号）

資 産 申 告 書

年 月 日

(宛先) 浦安市長

氏名

現在の私の世帯の資産の保有状況は、次のとおり相違ありません。

1 不動産

土 地	(1) 宅 地	有・無	延面積	所有者氏名	所在地	抵当権
			m ²			
土 地	(2) 田 畑	有・無	m ²			有・無
	(3) 山 林 その他	有・無	m ²			有・無
建 物	(1) 居住用	持家 ・ 借家 ・ 借間	延面積	所有者氏名	所在地	抵当権
			m ²			
建 物	(2) その他	有・無	m ²		(家賃 円)	有・無

2 現金・預貯金、有価証券等

現 金	有・無	円				
預 貯 金	有・無	金融機関名	支店	口座番号	口座名義人	預貯金額
						円
						円
						円
有価証券	有・無	種類	額面		評価概算額	
					円	
					円	

生命保険 その他の保険	有・無	契約先	契約金	保険料
			円	円
			円	円
			円	円
			円	円

3 その他の資産

自動車 (自動2輪を含む。)	有・無	使用状況	所有者氏名	車種	排気量	年式
		使用 未使用				
貴金属	有・無	品名				
その他 高価なもの	有・無	品名				

4 負債（借金）

有・無	金額	借入先	理由
	円		
	円		
	円		
	円		

（記入上の注意）

- 1 この申告書は、保護を受けようとする者が記入してください。
- 2 資産の種類ごとにその有無について○で囲んでください。土地については、借地等の場合も記入してください。
- 3 有を○で囲んだ資産については、以下に従って記入してください。
 - (1) 同じ種類の資産を複数保有している場合は、その全てを記入してください。
 - (2) 有価証券は、例えば「株券、国債」等と記入し、その評価概算額は、現在売却した場合のおおよその金額を記入してください。
 - (3) 貴金属は、例えば「ダイヤの指輪」等と記入してください。
- 4 書ききれない場合は、余白に記入するか又は別紙に記入の上添付してください。
- 5 不実の申告をして不正に保護を受けた場合は、生活保護法第85条又は刑法の規定によって処罰されることがあります。

第15号様式（第4条第3項第2号）

収入申告書

年 月 日

(宛先) 浦安市長

氏名

私の世帯の総収入は、次のとおり相違ありません。

1 働いて得た収入

働いている者の名前	仕事の内容 勤め先(会社名)等	区 分	当 月 分 (見込額)	前 3 か 月 分		
				月分	月分	月分
		収 入	円	円	円	円
		必要経費①	円	円	円	円
		就 労 日 数	日	日	日	日
		収 入	円	円	円	円
		必要経費②	円	円	円	円
		就 労 日 数	日	日	日	日
		収 入	円	円	円	円
		必要経費③	円	円	円	円
		就 労 日 数	日	日	日	日
必 要 経 費 (前 月 分)	①					
の主な内容	②					
	③					

2 恩給・年金等による収入

種 類	収 入 額	
	月 額	年 額
国 民 年 金		
厚 生 年 金		
恩 給		
児 童 手 当		
児 童 扶 養 手 当		
特 別 児 童 扶 養 手 当		
雇 用 保 険		
傷 病 手 当 金		
その他()		
その他()		

3 仕送りによる収入

有・無	区 分	内 容 (前3か月間の合計)	仕送りした者の氏名
	金 銭		
	物 品 等	米・野菜・魚介 その他() (仕送りを受けた物を○で囲んでください。)	

4 その他の収入

有・無	区 分	内 容	収入 (前3か月間の合計)
	生命保険等の給付金		
	財 産 収 入 (土地、家屋の賃貸料等)		
	そ の 他		

5 将来において見込みのある収入

有・無	内 容	収入見込額

6 働いて得た収入がない者

氏 名	収 入 の な い 理 由

(記入上の注意)
この申告書は、保護を受けようとする者が記入してください。

第16号様式（第4条第3項第3号）

同 意 書

生活保護法（以下「法」という。）による保護の決定若しくは実施又は法第77条若しくは第78条の規定の施行のために必要があるときは、私及び私の世帯員（以下「私等」という。）の以下に掲げる事項につき、貴職が官公署、日本年金機構若しくは共済組合等（以下「官公署等」という。）に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社、私等の雇主、その他の関係人（以下「銀行等」という。）に報告を求めることに同意します。

また、貴職の調査又は報告要求に対し、官公署等又は銀行等が報告することについて、私等が同意している旨を官公署等又は銀行等に伝えて構いません。

- ・ 氏名及び住所又は居所
- ・ 資産及び収入の状況（生業若しくは就労又は求職活動の状況、扶養義務者の扶養の状況及び他の法律に定める扶助の状況を含む。）
- ・ 健康状態
- ・ 他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況
- ・ 支出の状況

※ 保護廃止後は、氏名及び住所又は居所、健康状態並びに他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況を除き、保護を受けていた期間における事項に限る。

（宛先）浦安市長

年 月 日

旧住所

現住所

氏 名

生年月日 年 月 日生

（記入上の注意）

この同意書は、保護を受けようとする者が記入してください。

第17号様式（第4条第3項第4号）

給与証明書

(宛先) 浦安市長

次のとおり証明します。

年 月 日

所在地

雇主 名称

代表者氏名

居住地				職名及び職務内容	
氏名	(歳)				
区 分	次回支給見込み	前 3 か 月 分			
	月分	月分	月分	月分	
勤労（就労）日数	日	日	日	日	
給 与 額	基 本 給				
	日給（ 日分）				
	家族手当（ 人分）				
	地 域 手 当				
	時 間 外 手 当	() 時間	() 時間	() 時間	() 時間
	通 勤 手 当				
	() 手当				
	賞 与				
小 計 (1)					
控 除 額	所 得 税				
	住 民 税				
	健 康 保 険 料				
	厚生年金保険料				
	雇 用 保 険 料				
	労 働 組 合 費				
	小 計 (2)				
差引支給額(1)-(2)					
給与の定例支給日	毎月 日	次回の昇給予定年月	年 月		
摘要					

(備考)

事実と違ったことを証明した場合には、生活保護法第85条の規定によって処罰されることがあります。

第18号様式（第4条第3項第5号）

家賃地代等証明書

賃借人	
所在地	
種別	貸家・貸間・貸地
面積	m ² （坪）・畳
賃貸料	家賃地代等 共益費 月額 円 月額 円 合計 円
期間	年 月 日～ 年 月 日
備考	

上記のとおり、家賃地代を賃借料として受領（契約）していることを証明します。

年 月 日

賃貸者 住所

氏名

連絡先

第19号様式（第4条第3項第6号）

住宅修理（補修）計画書

（宛先）浦安市長

年 月 日

申請者 住 所

氏 名

建物の規模 構造						持家・借家の別
破損（欠損） の状況						
修理（補修） の規模						
所 要 総 額（A）						
援助される額（B）						
申 請 額（A）－（B）						
援 助 の 内 容						
修理（補修） のために必要とする費用の内訳	品 名	規 格	単 価	数 量	金 額	備 考
		計				
見積者	見積年月日	年 月 日	実施予定年月日			年 月 日
	住 所					
	氏 名					

- 1 援助及び本人が保有している材料等がある場合は、その旨を備考欄に記入すること。
- 2 援助（保有）材料等を含めて見積ること。

第20号様式（第4条第3項第8号）

生 業 計 画 書

(宛先) 浦安市長

年 月 日

申請者 住 所
氏 名

1 生業計画の内容

生業を行う場所又は就職先	生業中心者又は就職者
生業を行う時期	年 月 日
仕 事 の 内 容	

2 必要なもの

品 物	単 価	数 量	金 額	※認定	※単 価	※数量	※金 額

3 生業の見通し

収入を上げうる時期	年 月 日	
収入見込額 (1)	(内訳)	円
収入を上げるた めに必要な材料 代その他の費用 (2)	(内訳)	円
利益(1)－(2)	円	

4 民生委員の意見(※)

民生委員氏名

※印欄には記入しないでください。

第21号様式（第5条第1号）

第 年 月 日

様

浦安市長

印

生活保護決定通知書

年 月 日付けで申請された生活保護法による保護を次のとおり開始することに決定しましたので通知します。

1 保護の種類及び支給額

種 類	生活扶助	住宅扶助	教育扶助	一時扶助※1	合計	別途送金額※2	差引支給額
最低生活費							
収入充当額							

(定時支給日・支給先)

(※1 一時扶助の内訳)

生活	住宅	教育	介護	医療	出産	生業	葬祭

(※2 別途送金額の内訳)

(本人支払額) この決定により、あなたに負担していただく額です。

2 今回の決定に伴う差額と支給方法

3 保護開始時期 年 月 日

4 決定理由

5 この決定が申請受理後14日を経過した理由

- 教示 (1) この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉県知事に対し審査請求をすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- (2) 上記(1)の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、浦安市を被告として(訴訟において浦安市を代表する者は浦安市長となります。)
- この決定の取消しの訴えを提起することができます(なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)
- ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。
- ① 審査請求をした日(行政不服審査法(平成26年法律第68号)第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日)の翌日から起算して50日(50日以内に行政不服審査法第43条第3項の規定により通知を受けた場合は70日)を経過しても裁決がないとき。
- ② 決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第22号様式（第5条第2号）

第 年 月 日

様

浦安市長

印

生活保護申請却下通知書

年 月 日付けで申請された生活保護法による保護については、下記の理由により保護できませんので却下します。

記

- 却下の理由
- この通知書が申請受理後14日を経過した理由

教示 (1) この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉県知事に対し審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

(2) 上記(1)の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、浦安市を被告として（訴訟において浦安市を代表する者は浦安市長となります。）この決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。

① 審査請求をした日（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日）の翌日から起算して50日（50日以内に行政不服審査法第43条第3項の規定により通知を受けた場合は70日）を経過しても裁決がないとき。

② 決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様

浦安市長

印

生活保護変更通知書

年 月 日付けで生活保護法による保護を変更しましたので通知します。

1 保護の種類及び支給額

種 類	生活扶助	住宅扶助	教育扶助	一時扶助※1	合計	別途送金額 ※2	差引支給額
最低生活費							
収入充当額							

(定時支給日・支給先)

(※1 一時扶助の内訳)

生活	住宅	教育	介護	医療	出産	生業	葬祭

(※2 別途送金額の内訳)

(本人支払額) この決定により、あなたに負担していただく額です。

2 今回の決定に伴う差額と支給方法

3 保護変更理由

- 教示 (1) この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉県知事に対し審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- (2) 上記(1)の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、浦安市を被告として（訴訟において浦安市を代表する者は浦安市長となります。）この決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。
- ① 審査請求をした日（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日）の翌日から起算して50日（50日以内に行政不服審査法第43条第3項の規定により通知を受けた場合は70日）を経過しても裁決がないとき。
- ② 決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様

浦安市長

印

生活保護停止通知書

生活保護法による保護を、次のとおり停止することに決定したので通知します。

- 1 停止した保護の種類
- 2 今回の停止の結果は以下のとおりです。
- 3 停止する時期
- 4 理由

- 教示
- (1) この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉県知事に対し審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）
 - (2) 上記(1)の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、浦安市を被告として（訴訟において浦安市を代表する者は浦安市長となります。）この決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。
 - ① 審査請求をした日（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日）の翌日から起算して50日（50日以内に行政不服審査法第43条第3項の規定により通知を受けた場合は70日）を経過しても裁決がないとき。
 - ② 決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第25号様式（第5条第5号）

第 年 月 日

様

浦安市長

印

生活保護廃止通知書

生活保護法による保護を、次のとおり廃止することに決定したので通知します。

1 廃止した保護の種類

2 今回の廃止の結果は以下のとおりです。

3 廃止する時期

4 理由

- 教示 (1) この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉県知事に対し審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）
- (2) 上記(1)の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、浦安市を被告として（訴訟において浦安市を代表する者は浦安市長となります。）この決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。
- ① 審査請求をした日（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあつては、当該不備を補正した日）の翌日から起算して50日（50日以内に行政不服審査法第43条第3項の規定により通知を受けた場合は70日）を経過しても裁決がないとき。
- ② 決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第29号様式（第7条）

第 号
年 月 日

様

浦安市長



生活保護法第29条の規定に基づく調査について（依頼）

保護の決定若しくは実施又は生活保護法（以下「法」という。）第77条若しくは第78条の規定の施行のために必要がありますので、法第29条の規定により、下記の事項について照会します。

なお、入手した資料については、情報の秘密の保護に万全を期していますので念のため申し添えます。

記

1 調査対象者 住所

氏名

生年月日

2 調査事項

連絡先

別紙

扶養に関する届出書

年 月 日

(宛先) 浦安市長

扶養義務者 住所

氏名

電話番号

私の 〇〇 に当たる 〇〇 に対する扶養について、次のとおり回答します。

1 現在の交流状況について

(1)手紙 年 〇回程度 (2)電話 年 〇回程度 (3)訪問 年 〇回程度
月 〇回程度 月 〇回程度 月 〇回程度

(4)交流なし 理由

2 今後の援助(扶養)について該当する番号に○を付け記入してください。(複数選択可)

(1) 引き取って扶養します。

年 月から

(2) 定期的に仕送りします。

年 月から、(毎月・年 〇回) 〇〇円を送ります。

(3) 毎月物品を援助します。

年 月から、(毎月・年 〇回) 〇〇円相当の物品(魚介・野菜・米・
その他 〇〇)を送ります。

(4) 健康保険の扶養家族に(〇〇)を加入させます。

(5) 様子を見に訪問したり、日常生活についての相談等精神的な援助をします。

(6) 家屋補修、引越しの移送費、冠婚葬祭等一時的な援助をします。

(7) 援助できない。(その理由と今後の見通しを記入してください。)

3 家族の状況等について

氏名	続柄	生年月日	職業・勤務先	平均月収	健康保険等
	本人				

第31号様式（第8条第2項）

第 号
年 月 日

様

浦安市長



生活保護法による保護の決定に伴う扶養義務者への通知について

あなたの に当たる次の方に対して生活保護法による保護の開始を決定いたしますので生活保護法第24条第8項の規定により通知します。

氏名	
保護の開始の申請があった日	

第33号様式(第9条)

第 号
年 月 日

様

浦安市長

印

入所等依頼書

次の者は、入所等による保護を必要としますので、関係書類を添えて貴施設に入所等を依頼します。

被保護者の氏名、性別、生年月日及び住所

氏名

性別 男 ・ 女

生年月日 年 月 日 (歳)

住所

第34号様式（第11条）

就労自立給付金申請書

就労自立給付金の支給について、次のとおり必要書類を添えて申請します。

1 保護を必要としなくなった事由

2 添付書類

3 世帯構成員（生活保護廃止時）

氏名	性別	生年月日
	男・女	年 月 日 (歳)
	男・女	年 月 日 (歳)
	男・女	年 月 日 (歳)
	男・女	年 月 日 (歳)

上記のとおり相違ありません。

(宛先) 浦安市長

年 月 日

申請者 住所又は居所

氏名

第35号様式 (第12条)

保護決定調書

(就労自立給付金)

決裁日	年	月	日
-----	---	---	---

ケース番号	世帯主氏名	地区		世帯		分離		民生委員
		担当		労働		63		
		費用		併単		資産		
住所								

申請日		理由	
起案日			

就労自立給付金の種類・程度及び支給方法

申請番号	
世帯員氏名	
種類	
扶助期間	
回数	
基準額	
充当額	
扶助額	
総支給額	
支給方法	
支給先	

記事	
----	--

第 号
年 月 日

様

浦安市長



就労自立給付金決定通知書

年 月 日付で申請された生活保護法による就労自立給付金を次のとおり決定することにしましたので通知します。

- 1 支給額
- 2 保護の廃止時期
- 3 支給を決定した理由
- 4 就労自立給付金の支給日及び支給方法

- 教示
- (1) この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉県知事に対し審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）
 - (2) 上記(1)の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、浦安市を被告として（訴訟において浦安市を代表する者は浦安市長となります。）この決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。
 - ① 審査請求をした日（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日）の翌日から起算して50日（50日以内に行政不服審査法第43条第3項の規定により通知を受けた場合は70日）を経過しても裁決がないとき。
 - ② 決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
 - (3) 就労自立給付金は、この通知を受けた日の属する年分の一時所得となりますが、一時所得には50万円の特別控除がありますので、他に生命保険の一時金など一時所得に該当する所得があり、50万円の特別控除をしてもなお残額がある場合に限り一時所得の金額が生じ、所得税及び個人住民税が課税されることとなります。

進学準備給付金申請書

(宛先) 浦安市長

申請者
(大学等に進学する者)
住所又は居所

進学準備給付金の支給について、次のとおり必要書類を添えて申請します。

- 世帯主の氏名
- 大学等に進学する者の生年月日 年 月 日
- 進学先
学校名
- 進学後の居住先（該当する□にチェックを入れてください。）
 大学等進学前の住宅と同じ
 転居により大学等進学前と異なる住居に居住（居住（予定）地を記載してください。）
居住（予定）地
- 必要書類
 - 入学手続に着手していることを確認することができる書類として、以下のいずれかのもの
 - 入学金を納付したことを証明する書類の写し
 - 入学金延納（進学後に納付すること。）を申請した書類の写し
 - 入学金等の納付が不要な場合、進学先に提出する誓約書や進学先が発行する入学手続が完了したことを証明する書類等の写し
 - 進学に伴い転居する場合は、新たに居住する住居の賃貸借契約書等の写し
 - その他支給決定に当たり必要な書類
※ 上記の書類を申請時に準備できない場合については、進学する学校の合格通知や賃貸借契約時の見積書の写し等を添付した上で、後日、大学等に入学するまでにこれらの書類を提出してください。
- 進学準備給付金振込先（大学等に進学する者の口座に限りです。）

金融機関名 銀行・信用金庫・信用組合
(該当する金融機関の種類に○をしてください。)

支店名 支店 (ゆうちょ銀行を除く。)

記号

--	--	--	--	--

 支店 (ゆうちょ銀行のみ記載)

預金種類 普通預金 当座預金
(該当する□にチェックを入れてください。)

口座番号

--	--	--	--	--	--	--

(フリガナ)
口座名義人

※ 上記の支店名・口座番号・口座名義人を確認することができる通帳の写し等の書類を添付してください。

第38号様式 (第15条)

保護決定調書

(進学準備給付金)

決裁日	年	月	日
-----	---	---	---

ケース番号	世帯主氏名	地区		世帯		分離		民生委員
		担当		労働		63		
		費用		併単		資産		
住所								

申請日		理由	
起案日			

進学準備給付金の種類・程度及び支給方法

申請番号	
世帯員氏名	
種類	
扶助期間	
回数	
基準額	
充当額	
扶助額	
総支給額	
支給方法	
支給先	

記事	
----	--

第 年 月 日

様

浦安市長

印

進学準備給付金支給（不支給）決定通知書

年 月 日付で申請された生活保護法による進学準備給付金を次のとおり決定することにしましたので通知します。

- 支給額
- 支給（不支給）を決定した理由
- 進学準備給付金の支給日及び支給方法

教示 (1) この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉県知事に対し審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）

(2) 上記(1)の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、浦安市を被告として（訴訟において浦安市を代表する者は浦安市長となります。）この決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。

① 審査請求をした日（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日）の翌日から起算して50日（50日以内に行政不服審査法第43条第3項の規定により通知を受けた場合は70日）を経過しても裁決がないとき。

② 決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(3) 進学準備給付金は、所得税や個人住民税は課されず、国税や地方税の滞納処分による差押えは禁止されています。

第40号様式（第17条第1項）

生活保護法第78条の2の規定による保護金品等を徴収金の納入に充てる旨の申出書（生活保護法第77条の2第1項に基づく徴収金の場合）

私は、年月分からの保護金品等（保護費（金銭給付されるものに限る。）及び就労自立給付金をいう。以下同じ。）により、毎月円を年月日付け費用徴収決定通知による法第77条の2第1項の規定に基づく徴収金の支払に充てることを申し出ます。

なお、申出の撤回又は申出内容の変更を行わない限りにおいて、本申出に基づき、徴収金を全て納付するまで保護金品等から支払に充てるものとします。

（宛先）浦安市長

年月日

住 所

氏 名

第41号様式（第17条第2項）

生活保護法第78条の2の規定による保護金品等を徴収金の納入に充てる旨の申出書（生活保護法第78条第1項に基づく徴収金の場合）

私は、不実の申告など不正な手段により保護を受けた場合は、生活保護法第78条の2に基づき、交付される保護金品等（保護費（金銭給付されるものに限る。）及び就労自立給付金をいう。以下同じ。）の額から、生活保護法第78条第1項に基づく徴収金のうち協議し定める額について、当該保護金品等の交付期日をもって支払に充てる旨を下記の内容について確認した上で、申し上げます。

なお、申出の撤回又は申出内容の変更を行わない限りにおいて、本申出に基づき、徴収金を全て納付するまで保護金品等から支払に充てるものとします。

記

- 生活保護制度は、全額公費によってその財源が賄われていることから、不正受給はあってはならない。不正受給があった場合、生活保護法第78条に基づく徴収金は、必ず全額支払わなければならないものであること。
- 不正をしようとする意思が無くても、申告漏れが度重なる場合は「不実の申告」と判断される場合があること。
- 徴収金の支払に際して、一括して納付することが困難な場合には、家計の節約に努め、本申出の方法により保護金品等から支払に充てること。

（宛先）浦安市長
年 月 日

住 所
氏 名

年 月 日

私は、本申出に基づき、年 月分からの保護金品等より毎月 円を 年 月 日付け費用徴収決定通知による法第78条第1項の規定に基づく徴収金の支払に充てるものとします。